

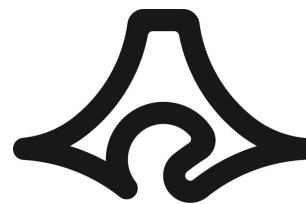
提供日 2024/6/27

タイトル 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業への資金繰り支援

担当 経済産業部 商工業局商工金融課

連絡先 商工金融班

TEL 054-221-2525



(要旨)

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の資金繰り支援のため、国の保証制度に対応した県制度融資を創設し、資金繰り支援を継続している。

こうした中、7月より国の保証制度が改正されることとなったため、これに対応し、県のコロナ関連資金について、下記のとおり見直しを行う。(別添のイメージ図参照)

(1) コロナ資金借換 (別添イメージ図A)

国が6月末で「伴走支援型特別保証」(コロナ借換保証)を終了するため、これに対応した県制度融資を終了。この一方、経営状況が回復せず、コロナ資金の返済に不安を抱える事業者の借換資金需要が見込まれることから、7月1日からは、県独自の「経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」を創設する。

資金名	【6月末で取扱終了】 新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付	【7月から取扱開始】 経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠
資金用途	設備・運転・借換	借換 ^{※1}
融資限度額	1億円	1億円
融資期間	10年以内	10年以内
据置期間	5年以内	2年以内
保証料率	SN4号保証 0.20% SN5号保証 0.20% 普通保証 0.20%~1.15%	SN4号保証 ^{※2} 0.60% SN5号保証 0.58% 普通保証 0.28%~1.20%
融資利率	1.50% または 1.60%	1.69% または 1.79%
利子補給率	0.47%	0.28%
融資条件等	・経営行動計画の作成 ・金融機関の伴走支援	県制度融資「新型コロナウイルス関連資金」 ^{※3} からの借換えに限る
取扱期間	令和6年6月30日まで	令和6年7月1日以降

※1 借換え時に運転資金を追加することは可

※2 SN4号保証(コロナ)の指定期間は6月30日まで。

6月中に市町へ申請し、7月に認定を受けた場合、利用可能

※3 ①経済変動対策貸付(コロナ対応枠)、②国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付

③新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付、④再生企業支援貸付(コロナ対応枠)

- (2) コロナ禍の影響を受けた事業者への経営改善・再生支援（別添イメージ図B）
 国は「経営改善サポート保証（感染症対応型）」を12月末まで再延長するため、県は「再生企業支援貸付（コロナ枠）」をあわせて再延長する。

資金名	【12月末まで再延長】 再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)
資金使途	設備・運転・借換
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内
据置期間	5年以内
保証料率	0.20%
融資利率	1.50% または 1.60%
利子補給率	0.47%
融資条件等	事業再生計画の作成、実行
取扱期間	令和6年6月30日 ⇒ 令和6年12月31日まで